特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組（イメージ）

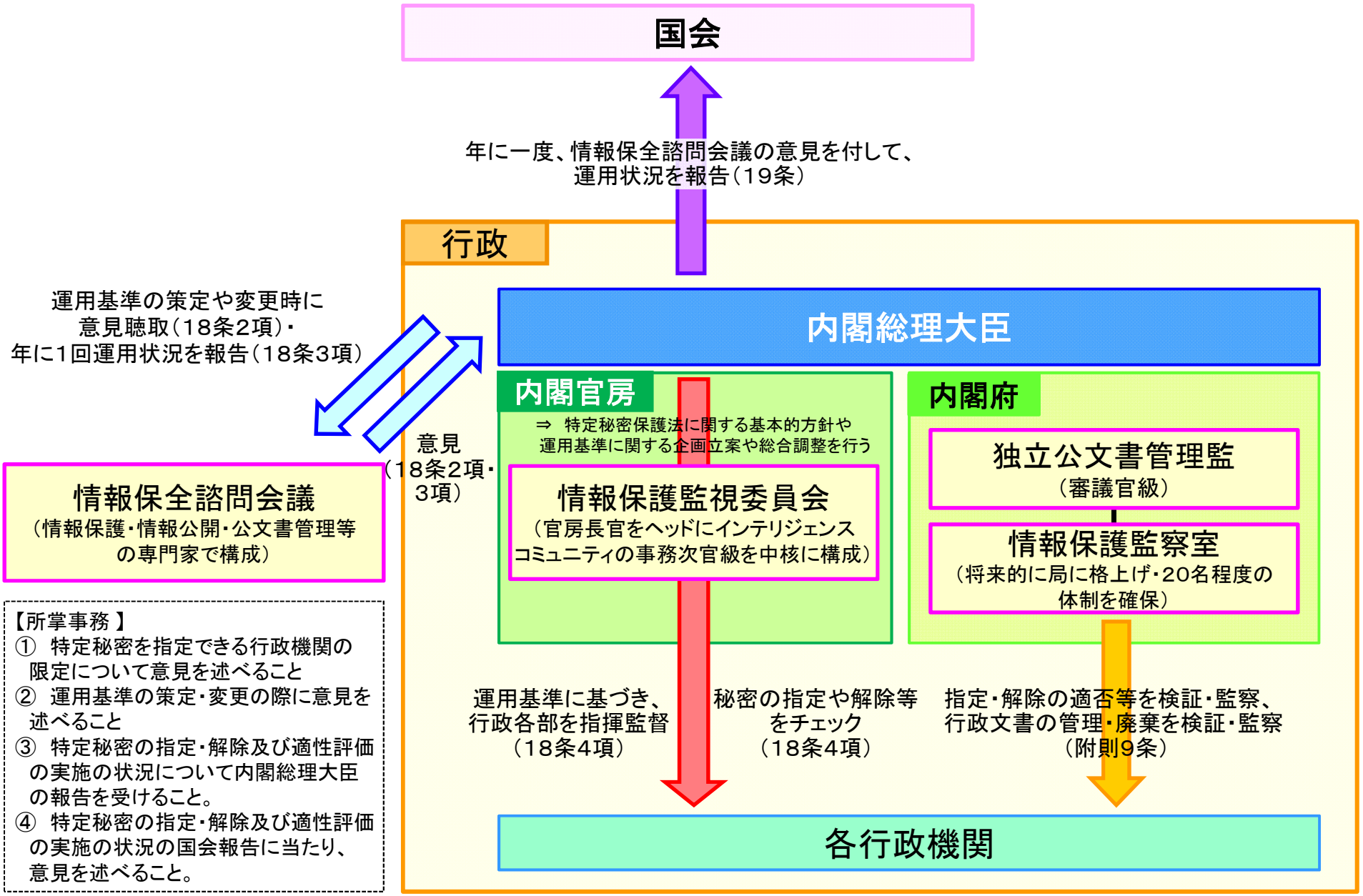

特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組について

1　情報保全諮問会議（仮称）の設置

○　法第18条に基づき、特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施に関する運用基準の策定に当たり、行政機関外部の意見を聴くための会議として、公布後、速やかに設置。
○　情報保護、情報公開、公文書管理、報道、法律の専門家から構成。
○　所掌事務　①　特定秘密を指定できる行政機関の限定について意見を述べること
②　運用基準の策定・変更の際に意見を述べること
③　特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施の状況について内閣総理大臣の報告を受けること。
④　特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施の状況の国会報告に当たり、意見を述べること。

2　情報保護監視委員会（仮称）の設置

○　内閣総理大臣が特定秘密の指定・解除等についてチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、米国省庁間上訴委員会を参考としつつ、閣議決定により、施行までに、内閣官房に設置。
○　インテリジェンスコミュニティの事務次官級を中核に構成。
○　所掌事務　①　各行政機関による特定秘密の指定・解除状況をチェックすること。
②　各行政機関による特定秘密の有効期間の設定・延長をチェックすること。
③　各行政機関による適性評価の実施状況をチェックすること。
④　内閣総理大臣による情報保護諮問会議（仮称）及び国会への報告を作成すること。

3　「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関」の設置

○　特定秘密の指定及びその解除等の適正を確保するため、独立性の高い第三者機関を設置。

独立公文書管理監（審議官級）
○　政令により、施行までに内閣府に設置。

情報保護監察室　※　将来的に局
○　施行までに、内閣府に20人規模の体制で設置。

○　所掌事務　①　各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。
②　各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。
③　特定秘密の指定等の状況を含む、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の管理を検証及び監察し、不適切なものについて是正を求めること。
④　特定秘密の指定等の状況を踏まえつつ、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の廃棄の可否を判断すること。